

「医療に関する総合的な市民啓発の実行支援委託」
提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は120点とします。

3 評価点の最も高い者が2人以上あるときの対応

評価項目のうち「提案内容」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。さらに同点の場合は「本業務の実施体制」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。

これも同点となったときは、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

- (1) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。
- (2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評価は各A＝5点、B＝3点、C＝0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。
例えば、比率2の項目の場合、
評価がAであれば評価点は $5点 \times 2 = 10点$
評価がBであれば評価点は $3点 \times 2 = 6点$
評価がCであれば評価点は $0点 \times 2 = 0点$
- (3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。
- (4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします（評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合の満点は600点、基準点は360点）。基準点に達しない場合は不適格とします。

【表】プロポーザル評価表

| 評価項目 | 評価の着目点 | 評価 | | | 採点 | | | |
|-----------------------------|---|-------------------------------------|--------|---------|-------|------|------|-----|
| | | A (5点) | B (3点) | C (0点) | 評価 | 比率 | 配点 | |
| これまでの業務実績 | 同種又は類似する啓発・PRの実行、あるいは実行支援の実績 (過去3年間：平成30年度以降) | 優れている | 十分である | — | | × 1 | 5点 | |
| 本業務の実施体制 | 管理責任者における、同種又は類似する調査企画・コンサルティング業務の実績 (過去3年間：平成30年度以降) | 優れている | 十分である | 劣っている | | × 1 | 5点 | |
| | 管理責任者以外の作業担当者における、同種又は類似する調査企画・コンサルティング業務の実績 (過去3年間：平成30年度以降) | 優れている | 十分である | 劣っている | | × 1 | 5点 | |
| 提案内容 | 6(1) 年間進捗管理 | 打ち合わせ等の会議体を含め、具体的かつ無理のない作業工程となっているか | 優れている | 妥当である | 劣っている | | × 1 | 5点 |
| | 6(2) ア 「医療マンガ大賞」の実施 | 過年度の実施実績を十分理解しており、継続性があるか | 優れている | 妥当である | 劣っている | | × 3 | 15点 |
| | | 市民からの認知拡大と関心向上が見込める発展性があるか | 優れている | 妥当である | 劣っている | | × 3 | 15点 |
| | 6(2) イ 「医療マンガ大賞」に付随した企画の実施 | 医療分野の施策等を理解しており、実現可能性があるか | 優れている | 妥当である | 劣っている | | × 3 | 15点 |
| | | 市民からの認知拡大と関心向上が見込める発展性があるか | 優れている | 妥当である | 劣っている | | × 2 | 10点 |
| | 6(4) 各啓発施策の効果拡大を図る取組の実施 | 医療分野の施策等を理解しており、実現可能性があるか | 優れている | 妥当である | 劣っている | | × 2 | 10点 |
| | | 各観点を漏れなく盛り込んで提案しているか | 優れている | 妥当である | 劣っている | | × 2 | 10点 |
| | 6(5) 各啓発施策の効果検証の実施 | 効果的な手法を提案しているか | 優れている | 妥当である | 劣っている | | × 2 | 10点 |
| | 6(6) 横浜市医療局職員向け研修の提案・実施 | 効果的な手法を提案しているか | 優れている | 妥当である | 劣っている | | × 1 | 5点 |
| 取組意欲 | 本業務に対する姿勢が適切で、意欲があるか | 優れている | 妥当である | 劣っている | | × 1 | 5点 | |
| ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組 | ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 | — | 該当している | 該当していない | | ×1/3 | 1点 | |
| | ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 | — | 該当している | 該当していない | | ×1/3 | 1点 | |
| | ・若者雇用促進法に基づく認定 | — | 該当している | 該当していない | | ×1/3 | 1点 | |
| | 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満) | — | 該当している | 該当していない | | ×1/3 | 1点 | |
| | 次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・健康経営銘柄の選定 ・健康経営優良法人の認定 ・横浜健康経営の認証 | — | 該当している | 該当していない | | ×1/3 | 1点 | |
| 合 計 | | | | | | | 120点 | |